

6 資料

(1)鳥取県立博物館協議会委員名簿

(令和5年3月31日現在)

赤木三郎	S47.4.1～H12.3.31	上田敏和	H4.4.1～H12.3.31	福嶋敬恭	H20.4.1～H28.3.31
石谷貞彦	S47.4.1～H1.12.15	岸田泰	H4.4.1～H6.3.31	星見清晴	H20.4.1～H28.3.31
尾崎悌之助	S47.4.1～S59.3.31	高阪一治	H4.4.1～H6.3.31	本田夏海	H20.4.1～H21.3.31
越智晴美	S47.4.1～H4.3.31	清水寛厚	H4.4.1～H12.3.31	前田宣子	H20.4.1～H28.3.31
木島善兵衛	S47.4.1～S61.3.31	土橋幸男	H4.4.1～H12.3.31	森口まどか	H20.4.1～H28.3.31
兎嶋恒吉	S47.4.1～H3.7.15	名越勉	H4.4.1～H12.3.31	矢野孝雄	H20.4.1～H22.3.31
佐々木謙	S47.4.1～H4.3.31	亀井熙人	H4.6.5～H6.3.31	井島真知	H21.4.1～H30.3.31
手嶋義之	S47.4.1～S61.3.31	飯田弘文	H6.4.1～H8.3.31	小玉芳敬	H22.4.1～H30.3.31
浜崎洋三	S47.4.1～S61.3.31	福井淳人	H6.5.27～H8.3.31	西浦公子	H22.4.1～H30.3.31
山本兼文	S47.4.1～H4.3.31	川上義博	H7.6.30～H12.3.31	田村閑美	H24.4.1～R2.3.31
江原昭三	S48.5.12～H12.3.31	治部田史郎	H7.6.30～H8.3.31	山本和代	H24.4.1～H26.3.31
桑田忠之助	S48.5.12～S61.3.31	上紙正規	H8.4.1～H10.3.31	有本健一	H26.4.1～H28.3.31
岩垣寿太郎	S51.4.1～H2.3.31	中嶋恵子	H8.5.23～H10.3.31	小泉元宏	H26.4.1～H28.3.31
河手龍海	S51.4.1～H12.3.31	尾崎伴子	H10.4.1～H12.3.31	坂本敬司	H26.4.1～R2.3.31
坂出雅己	S51.4.1～S61.3.31	森田誠一	H10.4.1～H18.3.31	民木寛子	H26.4.1～H29.3.31
尾坂雅人	S53.5.9～S61.3.31	石谷孝二	H12.4.1～H20.3.31	野地恒有	H26.4.1～R4.3.31
尾崎繁夫	S54.6.29～S63.3.31	稲田孝司	H12.4.1～H14.3.31	木ノ下智恵子	H28.4.1～R2.3.31
吉田達男	S54.7.12～S61.3.31	岩室久美子	H12.4.1～H20.3.31	前田明範	H28.4.1～H30.12.15
安田光昭	S55.4.1～S61.3.31	遠藤睦子	H12.5.16～H14.3.31	米田恵子	H29.4.1～R2.3.31
吉田博	S56.7.25～S61.3.31	大石徹	H12.4.1～H20.3.31	郡山鈴夏	H30.4.1～R2.3.31
杉本幸江	S57.4.1～S61.3.31	岡田昭明	H12.4.1～H20.3.31	秋田易子	R2.7.1～R3.3.31
野津龍	S57.4.1～H12.3.31	角秋勝治	H12.4.1～H20.3.31		
今村時男	S58.4.1～H8.3.31	坂田友宏	H12.4.1～H20.3.31		
田中英太郎	S58.6.24～S61.3.31	鶴崎展巨	H12.4.1～H20.3.31		
村田茂	S58.6.24～S59.3.31	錦織勤	H12.4.1～H18.3.31		
寺坂正信	S59.4.1～S63.4.13	野坂裕一	H12.4.1～H22.3.31		
能見幸正	S59.5.29～S61.3.31	浜田妙子	H12.4.1～H15.5.15		
斉尾智恵理	S61.5.8～S62.5.24	森本満喜夫	H12.4.1～H14.3.31		
福山繁雄	S61.5.8～S63.3.31	渡辺法子	H12.4.1～H20.3.31		
竹内貴美	S62.5.25～S63.3.31	山本春恵	H14.4.1～H20.3.31		
森納	S63.4.1～H12.3.31	根鈴智津子	H14.4.1～H20.3.31		
足立博隆	S63.5.26～H2.3.31	西尾迪子	H14.5.23～H16.3.31		
武田早苗	S63.5.26～H2.3.31	田中美智子	H15.5.16～H24.3.31		
米本一郎	S63.5.26～H4.3.31	井上昌子	H16.4.1～H24.3.31		
荻原みゆき	H2.4.1～H12.3.31	岸本覚	H18.4.1～H26.3.31		
斎藤玲子	H2.4.1～H12.3.31	美田耕一郎	H18.4.1～H26.3.31		
橋本聖子	H2.4.1～H4.3.31	喜久山悟	H20.4.1～H26.3.31		
前田迪男	H2.5.11～H4.3.31	鶴理恵子	H20.4.1～H26.3.31		
		高田健一	H20.4.1～H28.3.31		
		永松大	H20.4.1～H28.3.31		
				<現在の委員>	
				議長・運営部会	谷口博繁 H28.4.1～
				運営部会	岡本千鶴 R3.7.1～
				運営部会	宮崎百合 R2.4.1～
				運営部会	山口朝子 H30.4.1～
				自然部会長	鶴崎展巨 H28.4.1～
				自然部会	碓京子 R2.4.1～
				自然部会	矢田具繁明 H30.4.1～
				人文部会長	岸本覚 R2.6.1～
				人文部会	浅沼政誌 R4.4.1～
				人文部会	李素妍 H28.4.1～
				美術部会長	石谷孝二 H28.4.1～
				美術部会	中尾廣太郎 H29.8.8～
				美術部会	山下真由美 R2.4.1～

(2)関係条例等

●鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

昭和47年7月7日

鳥取県条例第29号

改正 昭和52年3月30日 条例第16号
昭和58年3月8日 条例第16号
昭和61年3月22日 条例第24号
平成元年3月24日 条例第16号
平成4年3月24日 条例第14号
平成9年3月25日 条例第11号
平成13年12月21日 条例第61号
平成17年3月29日 条例第43号
平成17年12月26日 条例第106号
平成21年3月27日 条例第31号
平成22年3月23日 条例第3号
平成26年3月25日 条例第13号
平成26年12月24日 条例第57号
平成28年3月25日 条例第31号
令和5年2月7日 条例第4号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)を鳥取市に設置する。

(開館時間)

第3条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(教育委員会があらかじめ指定する日にあっては、午前9時から午後7時まで)とする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定した日を掲示その他適当な方法により公表しなければならない。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に第1項の開館時間を変更することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(平17条例106・追加、平21条例31・一部改正、平28条例31・旧第4条繰上・一部改正)

(休館日)

第4条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その翌日(その日が休日でない場合に限る。))

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(平17条例106・追加、平21条例31・一部改正、平28条例31・旧第5条繰上・一部改正)

(利用の許可)

第5条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用(展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 博物館の施設又は博物館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(平17条例106・旧第3条繰下、平22条例3・一部改正、平28条例31・旧第6条繰上・一部改正)

(行為の制限等)

第6条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(平17条例106・追加、平28条例31・旧第7条繰上・一部改正)

(措置命令)

第7条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)その他の博物館を使用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例106・追加、平28条例31・旧第8条繰上)

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項又は第6条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例106・追加、平22条例3・一部改正、平28条例31・旧第9条繰上・一部改正)

(使用料の徴収)

第9条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(平17条例106・旧第4条繰下、平28条例31・旧第10条繰上)

(使用料の減免)

第10条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(昭52条例16・一部改正、平17条例106・旧第5条繰下、平28条例31・旧第11条繰上)

(教育委員会規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例106・旧第6条繰下、平28条例31・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(鳥取県立博物館設置条例の廃止)

2 鳥取県立博物館設置条例(昭和39年3月鳥取県条例第23号)は、廃止する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

3 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第106号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

(鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例の廃止)

3 鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)は、廃止する。

附 則(平成21年条例第31号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

(昭58条例16・全改、昭61条例24・平元条例16・平4条例14・平9条例11・平13条例61・平17条例43・平17条例106・平26条例13・平26条例57・平28条例31・一部改正)

1 通常展示の入館料

区 分	金 額
個人(一般人に限る。)	1人1回につき 180円
団体(一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 150円

2 特別展示(博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。)の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額

3 展示室等使用料

区 分	金 額
第1展示室	1日につき 13,300円 半日につき 6,650円
第2展示室	1日につき 13,300円 半日につき 6,650円
第3展示室	1日につき 10,380円 半日につき 5,190円
講 堂	1日につき 5,320円 半日につき 2,660円
会議室	1時間につき 270円

備考

- この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区 分	金 額
第1展示室	1時間につき 1,660円
第2展示室	1時間につき 1,660円
第3展示室	1時間につき 1,300円
講 堂	1時間につき 660円

- 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料(備考2により加算した使用料を含む。)の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

●鳥取県立博物館協議会に関する条例

昭和33年4月1日

鳥取県条例第16号

改正 昭和47年3月30日 条例第22号

昭和59年10月9日 条例第28号

平成24年3月23日 条例第35号

令和5年2月7日 条例第4号

[鳥取県立科学博物館協議会に関する条例]をここに公布する。

鳥取県立博物館協議会に関する条例

(昭47条例22・改称)

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(昭47条例22・一部改正)

(定数)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

(昭47条例22・昭59条例28・一部改正)

(任命の基準)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

(平24条例35・追加)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例35・旧第3条繰下)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平24条例35・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第28号)抄

1 この条例は、昭和59年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(5) 第33条の規定 昭和61年4月1日

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

●鳥取県立博物館協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、協議会委員(以下「委員」という。)の互選とし、その任期は委員の任期とする。
- 3 議長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を主宰する。

(会議)

第3条 会議は、鳥取県立博物館長(以下「館長」という。)が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第4条 協議会に、館長の諮問事項等について調査研究するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は議長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の調査、研究の経過及び結果を会議に報告する。

(部会長会議)

第5条 協議会の運営を円滑にするため、必要に応じ部会長会議を開くことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議にはかって定める。

(3)施設の概要 (令和5年3月31日現在)

鳥取県立博物館

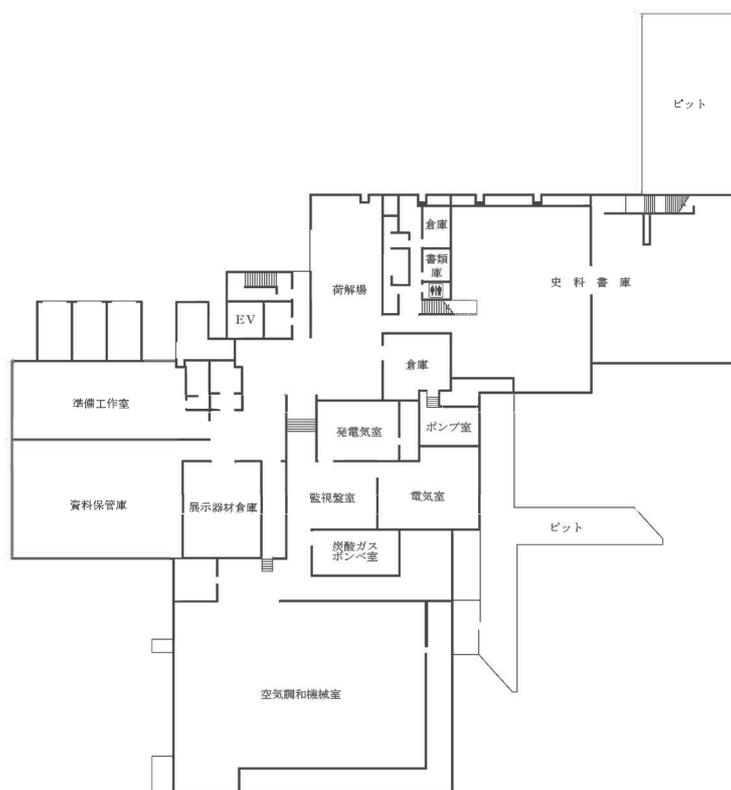
〈規模〉

構造	鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階、一部3階							
面積	敷地面積	14,228㎡						
	建築面積	3,576㎡						
	延床面積	9,699㎡						
	地階	2,668㎡	1階	3,623㎡	2階	2,606㎡	3階	706㎡
	屋上階	58㎡	屋外倉庫(別棟)	38㎡				

〈主要設備〉

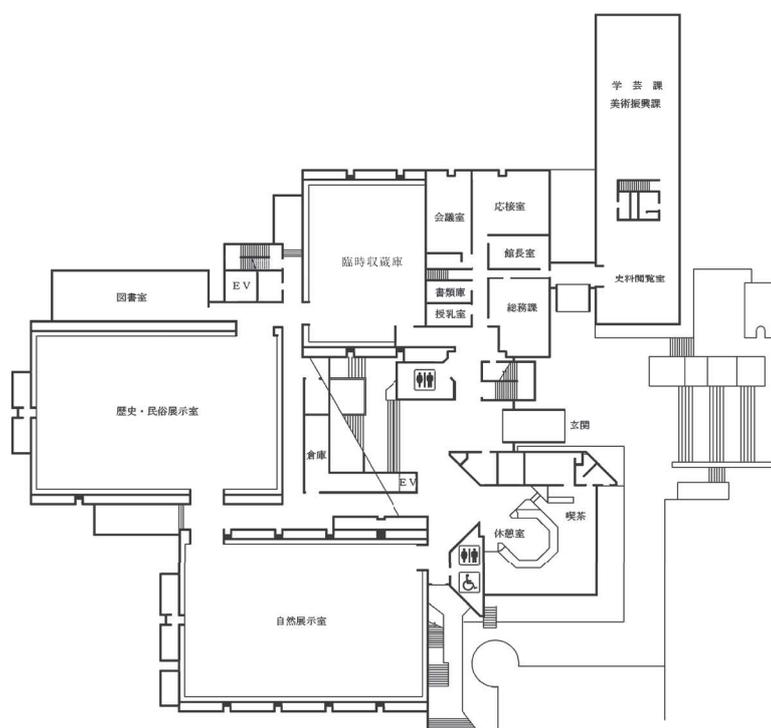
- ① 空気調和設備(温湿度調整)
- ② 収蔵庫、常設・特別展示室、炭酸ガス消火設備 50kgボンベ 112本
- ③ 予備発電設備 6,600V・250KVA
- ④ エレベーター設備 人荷用：定員 59名、積載荷重 3,900kg、1基
乗用：定員 11名、積載荷重 750kg、1基

地階平面図



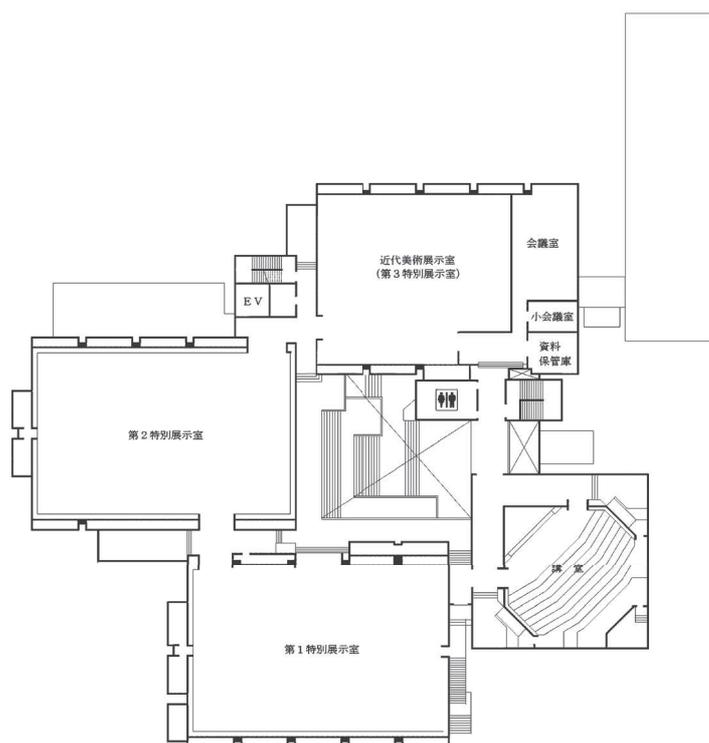
資料保管庫	217㎡
史料書庫	496㎡
展示器材倉庫	97㎡
準備工作室	159㎡
倉庫(2)	82㎡
荷解場	99㎡
暗室	13㎡
監視盤室	118㎡
発電機室	71㎡
電気室	67㎡
空気調和機械室	727㎡
炭酸ガスボンベ室	43㎡
ポンプ室	50㎡
警備関係室	31㎡
書類在庫	10㎡
従業員控室	9㎡
トイレ	5㎡

1階平面図



自然展示室	515㎡
歴史・民俗展示室	515㎡
臨時収蔵庫	260㎡
喫茶・休憩室	182㎡
休憩室(2)	66㎡
応接室	60㎡
館長室	26㎡
総務課	68㎡
学芸・美術振興課	170㎡
史料閲覧室	111㎡
図書室	108㎡
会議室	50㎡
書類庫	10㎡
授乳室	14㎡
倉庫(階段下)	110㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
トイレ(2)	49㎡

2階平面図



第1特別展示室	515㎡
第2特別展示室	515㎡
近代美術展示室 (第3特別展示室)	374㎡
講堂・映写室	206㎡
会議室・小会議室	107㎡
資料保管庫	22㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
休憩室(2)	66㎡
トイレ	30㎡

3階平面図

収 蔵 庫 258㎡
資 料 保 管 庫 172㎡
予 備 資 料 室 60㎡



(4)職員名簿

(令和5年3月31日現在)

※本書の編集・執筆・デザインを担当した職員には次のような表記を付した。 編集・執筆担当…● 執筆担当…◎ 表紙デザイン担当…○

館長	漆原 芳彦 ◎	学芸課人文担当主任学芸員(兼 学習支援担当主任学芸員)
副館長(兼 美術館整備局次長)	尾崎 信一郎	来見田 博基 ◎
副館長兼総務課長	藤原 浩	学芸課人文担当主任学芸員 大嶋 陽一 ◎ 学芸課人文担当学芸員 山本 隆一朗 ◎
総務課課長補佐(併 美術館整備課課長補佐)	森田 佳代 ●	
総務課課長補佐	岩成 安雄	学芸課会計年度任用職員(史料補修専門員) 濱橋 明代
総務課主事(本務 美術館整備課主事)	若松 杏奈	学芸課会計年度任用職員(史料補修専門員) 齋江 仁美
総務課主事(併 美術館整備課主事)	梶谷 理咲	学芸課会計年度任用職員(史料補修専門員) 北村 昌昭 学芸課会計年度任用職員(複写機オペレータ) 清水 信生
総務課会計年度任用職員(一般事務)	石井 桃子	
総務課会計年度任用職員(一般事務)	池田 貴子	学芸課学習支援担当専門員兼主任学芸員 茶谷 満 ◎
学芸課長	川上 靖	学芸課会計年度任用職員(広報・普及専門員) 植村 明美 ○
学芸課自然担当主幹学芸員	一澤 圭 ●	美術振興課長(併 美術館整備課参事) 三浦 努 ●
学芸課自然担当主任学芸員(兼 学習支援担当主任学芸員)		
	田邊 佳紀 ◎	美術振興課調査担当専門員(併 美術館整備課専門員)
学芸課自然担当学芸員	鶴 智之 ◎	外村 文
学芸課自然担当学芸員	清末 幸久 ◎	美術振興課調査担当専門員兼学芸員(本務 美術館整備課専門員兼学芸員) 佐藤 真菜 ◎
学芸課自然担当総括専門員(本務 山陰ジオパーク海と大地の自然館総括専門員)		美術振興課調査担当学芸員(併 美術館整備課学芸員)
	安藤 和也	山田 修平 ◎
学芸課自然担当学芸員(本務 山陰ジオパーク海と大地の自然館学芸員)		美術振興課美術担当主任学芸員(併 美術館整備課主任学芸員)
	小矢野 悠造	赤井 あずみ ◎
学芸課自然担当学芸員補(本務 山陰ジオパーク海と大地の自然館学芸員補)		美術振興課美術担当専門員(併 美術館整備課専門員)
	金山 恭子	山本 亮
学芸課会計年度任用職員(貝類標本専門員)	渡邊 克典 ◎	美術振興課美術担当主任学芸員(併 美術館整備課主任学芸員)
学芸課会計年度任用職員(資料管理専門員)	本庄 孝行	友岡 真秀
学芸課会計年度任用職員(事務補助)	花田 満	
学芸課人文担当主幹学芸員	福代 宏 ●	
学芸課人文担当専門員兼主任学芸員	小山 浩和 ◎	

美術振興課会計年度任用職員(アーカイブ資料整理員)(本務 美術館整備課)

柿田春香

会計年度任用職員(警備員)

井川豊治・福岡正史・向山雅雄

会計年度任用職員(受付員)

加藤真理子・田部裕子・細川一美
三田三千枝・森祐子

会計年度任用職員(看視員)

芦谷妙子・井手口多恵子・岩井夏美
牛尾可奈子・川口英子・奥根榮子
岸本若枝・阪本幸代・田中一江
深瀬敬子・田中啓子・谷川真由美
牧野真智子・谷本祐子・長尾照子
廣谷貴恵・松村美佐子・細田礼子
村上真由美・本山茂美・森田みち子
森本瑞子・吉田有希子・山内純子
山内ひろみ・山本知子・渡辺仁子
吉田操

鳥取県立博物館記念誌
鳥取県立博物館 50年のあゆみ

令和5年3月31日 発行

鳥取県立博物館

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124
TEL(0857)26-8042 FAX(0857)26-8041

印刷 東京印刷株式会社